

改正障害者差別解消法の施行に向けた対応

障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたものである。

障害者差別解消法の改正(令和6年4月1日施行)

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

- ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ・**事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化**
- ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

国土交通省対応指針の改正

- ・障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針においては、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例等を示す「対応指針」を作成することが規定されており、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下「国土交通省対応指針」という。)においては、国土交通省所管事業のうち、当事者の利用が多く見込まれるものについて、それぞれの具体例を示している。
- ・令和5年3月に、改正法の円滑な施行に向け、同法に基づく基本方針が改正され、合理的配慮の提供に係る考え方の整理、不当な差別的取扱いを含めた具体例の記載の拡充等がなされた。
⇒これを踏まえ、国土交通省対応指針についても改正を実施。
- ・国土交通省対応指針では「不動産業関係」の具体例を示しているが、現行の指針では対象事業は宅地建物取引業の記載のみ。今般の改正で、不動産管理業を対象事業に追加するのに合わせて、**対象事業に住宅の賃貸を事業として営む場合に関する記載を追加。**
- ・当事者団体、所管事業者団体を含めた意見交換会等や、1ヶ月間のパブリックコメントを経て、国土交通省対応指針を改正・公表。

<不当な差別的取扱いの具体例>

受付の対応を拒否する。



本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。



保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



<合理的配慮の具体例>

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。

